

令和4年3月

環境農林水産施設長寿命化計画【概要版】

1 計画策定の背景

○平成26年4月に総務省から各自治体あてに「公共施設等総合管理計画」の策定要請。
 ○平成27年11月に「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」を策定。効果的な維持補修を行う「長寿命化」と、施設の利用需要の変化を見据えた「総量最適化」の方針が定められるとともに、「インフラ・学
 校・警察施設などの施設類型別計画を策定する」とことされた。

2 本計画の位置づけ・取組期間

位置付け：「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」に基づき策定する「施設類型別計画」であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する「個別施設計画」である。
 取組期間：平成28年度から概ね10年間。ただし、社会経済情勢の変化等に対応し、PDCAサイクルに基づき見直しを行う。

3 本計画の主な対象施設

環境農林水産部が所有・管理する施設及び管理者に対して指導・助言するなど所管する立場にある施設

分野	対象施設例
自然公園	管理棟、自然歩道等
治山	治山ダム、アンカー工、ロープネット工等
林道	林道、橋梁、トンネル等
第7-3区	排水処理施設等
花の文化園	エントランスコート、ウッドデッキ、給排水設備等
土地改良施設	農道、ため池等
漁港・短芦	岸壁、物揚場、護岸、防波堤、防潮堤、突堤等
中央卸売市場	管理棟、水産棟、青果棟、冷蔵棟等
農業公園	管理棟、農路員倉庫等

4 施設・設備の維持管理等の現状と課題

施設・設備の老朽化	点検・管理
○高度経済成長期前後に整備されてきた施設が多数 ○補修・更新等の対応が必要な施設が増加	○長寿命化に向けた点検・診断が適切に行われていない施設も存在 ○管理については、施設類型により形態が異なる
○更新時期の集中による財政面での負担増大が懸念 ○費用の平準化のため適切な長寿命化に向けた取組みが必要	○施設の安全性等について点検・診断を実施し、状況を出展する必要がある ○府・市町村・土地改良区・森林組合・指定管理者等、所有者と管理者が一体となって維持管理に取組む体制の構築が必要

5 基本的の方針

■長寿命化
 ○施設・設備の長寿命化を推進：；府民の安全・安心の確保 + 維持・更新経費の軽減、平準化の実現を図る。
 ○「事後保全」から「予防保全」の維持管理への転換
 重大な損傷となる前に予防的補修等を実施し、施設の長期的な機能維持を実現するため、以下の点に着目し取組みを進める。
 (1)点検・診断・評価の手法の充実：；日常的、計画的な点検による不具合等の状態把握。データ蓄積による予防保全の効率的推進。
 (2)施設特性に応じた維持管理手法の体系化：；施設特性と管理形態に応じた維持管理手法を構築。
 (3)重点化指標・優先順位の考え方：；施設類型ごとに特性や重要度を考慮し、点検・補修等の優先順位の設定。
 優先順位を判断する基準の設定。
 補修等の年次計画等を定めた「施設類型別維持補修・更新計画」の策定。
 (4)日常的な維持管理の着実な実践：；日常的な維持管理の実践による損傷不具合の早期発見・早期対応。
 適切な施設利用、維持管理の継続による施設の長寿命化。
 (5)人材の育成と確保、技術力の向上と継承：；技術職員の人材育成および確保。
 技術力の向上と蓄積された技術の継承ができる仕組みづくりの構築。

■総量最適化
 ○施設が持つ機能及び役割の検証、維持・更新の必要性を精査し、施設廃止や管理者への譲渡等を進める。

6 維持管理マネジメント

計画の実効性を確保するため、階層的マネジメントサイクルを実施。
 ○即基本方針（10年サイクル）
 環境農林水産施設の維持管理の推進に向けた全体的な考え方について策定。
 「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」の計画期間に合わせて改訂を行う。
 ○施設類型別計画及び個別施設計画
 部の基本方針を元に、類型及び個別施設ごとの特長にあわせた取組みについて策定又は見直しを行う。
 ○維持補修・更新計画（1年）
 上記の2計画に基づき、維持補修・更新等を行う施設設備を決定。
 ただし、予算措置状況や突発的な成障等、変動要因が考えられるため、毎年4～6月に検証を行い、当該年度の維持補修・更新計画を修正する。